

平成22年度 政務調査費収支報告

岩沼市では、議員の調査研究のために必要な経費の一部として、議員1人当たり年額8万円の政務調査費を交付しています。

岩沼市議会では、毎年4月末までに全ての支出について領収書等の写しを添付し、議長宛て収支報告書を提出することを義務付けています。

収支報告や研修報告書は、市議会ホームページに掲載していますので、どうぞご覧ください。

(単位：円)

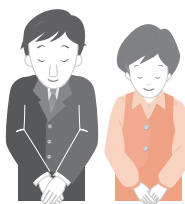
会派等	人数	交付額 (A)	支出額 (B)	支 出 内 訳					不用額 (A-B) (市へ返還)
				調 査 研究費	資 料 購入費	広報費	広聴費	事務費	
ピアネット いわぬま	4	320,000	111,265	101,665	9,600				208,735
改革・公明・ 初心	3	240,000	241,750	205,920		16,950	18,880		0
新政市民 ネットワーク	5	400,000	557,120	557,120					0
岩沼政策 フォーラム	5	400,000	708,212	698,612	9,600				0
維新	3→2	173,333	25,416	25,416					147,917
渡辺ふさ子議員	1	80,000	116,697		7,730	68,670		40,297	0

※平成22年度に会派の異動があったため、人数欄には変更前後の数を記載しています。

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。次のものを除く寄附行為は罰則の対象となります。有権者が寄附を求めることも禁止されています。

政治家自らが**出席する**
結婚披露宴における祝儀
政治家自らが**出席する**
葬式や通夜における香典



※政治家とは、候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者をいいます。

寄附の禁止の例

- Q.** 政治家が町内会の運動会に寸志を持参したり、会合にお弁当を差し入れることはできますか。
A. 罰則をもって禁止されます。
- Q.** 政治家の代理で結婚披露宴や葬式に出席し、祝儀や香典を相手方に供与することはできますか。
A. 罰則をもって禁止されます。
- Q.** 後援会が、その会員（選挙区内の者）の葬式に花輪や香典を出せますか。
A. 罰則をもって禁止されます。

編集後記

東日本大震災から9
 月がたち、行政・議
 会も懸命に復旧、復興
 に取り組んでいます。
 本来であれば、玉浦地
 区では実りの秋、豊作
 を喜んでいる情景が見
 られるところでした。
 今議会は、本会議場
 が耐震工事のため使用
 できず、全員協議会室
 で開催しました。本会
 議場のひな壇形式と異
 なり、ごんまりとし
現委員の最後の発行
 た会議室のため議会が
 一層身近に感じられた
 のではないでしょうか。
 12月に市議会議員選
 挙が行われるので、今
 回の議会だよりが現委
 員での最後の発行とな
 ります。開かれた議会、
 市民と情報を共有する
 議会をこの議会だより
 を通じて発信すること
 を心掛けてきました。
 今後もしっかりやうい
 議会だよりをつくって
 まいります。

情報化対策特別委員会